

令和5年度 介護サービス事業者等 指導監査資料

1. 令和4年度の指導監査

実施期間：令和4年7月19日～令和5年2月28日

(1) 運営指導数（定期立入検査・書面検査）及び指摘・指導事項の件数

事業所のサービス種類	指導を実施した事業所	指 摘			指 導		
		事業所数	割合(%)	指摘件数	事業所数	割合(%)	指導件数
居宅介護支援	1	0	0.0	0	0	0.0	0
小規模多機能型居宅介護	16	5	31.3	14	15	93.8	55
認知症対応型共同生活介護	38	18	47.4	24	38	100.0	155
認知症対応型通所介護	2	0	0.0	0	2	100.0	4
地域密着型通所介護	10	3	30.0	8	10	100.0	39
有料老人ホーム (サービス付高齢者向け住宅)	4	0	0.0	0	3	75.0	4
合 計	71	26	36.6	46	68	95.8	257

※指摘…改善状況について市へ報告が必要なもの。

※指導…改善状況について報告を求めないもの。

(2) 監査および処分等

- ① 監査 - なし ② 勧告・命令 - なし ③ 処分 - なし

(3) 指摘・指導の該当基準項目及び件数

	指摘事項の基準項目	数
1.	人員基準	2
2.	運営基準	19
(1)	計画の作成	4
(2)	勤務体制の確保	3
(4)	取扱い方針	3
(4)	非常災害	2
(5)	その他	7
3.	介護報酬	30
(1)	医療連携体制	9
(2)	初期加算	3
(3)	入浴介助加算	3
(4)	認知症加算	2
(5)	入院時費用	2
(6)	生活機能向上連携加算	2
(7)	サービス提供体制強化加算	2
(8)	その他	8
4.	その他(変更届)	3

※指摘・指導の基準数は、指導・指摘事項が複数の基準項目に及ぶ場合に、各々の基準項目として計数し、積算した数(基準項目の延数)。

	指導事項の基準項目	数
1.	人員基準	11
2.	運営基準	206
(1)	内容及び手続の説明及び同意	62
(2)	運営規程	56
(3)	計画の作成	32
(4)	勤務体制の確保	11
(5)	利用料等の受領	9
(6)	事故発生時の対応	9
(7)	取扱い方針(身体拘束等の適正化)	9
(8)	記録の整備	6
(9)	その他	12
3.	介護報酬	42
(1)	医療連携体制	14
(2)	看取り介護加算	6
(3)	サービス提供体制強化加算	6
(4)	生活機能向上連携加算	4
(5)	認知症ケア加算	3
(6)	認知症専門ケア加算	3
(7)	その他	6
4.	その他	10
(1)	体制届	6
(2)	領収書	4

2. 令和5年度 運営指導（旧実地指導）

新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけが5類へと移行したことに伴い、運営指導については新型コロナウイルス感染症流行以前と同様の手順での実施となります。

今年度については、7月より運営指導の実施を予定しています。指導対象の事業所に対しては随時ご連絡します。

3. 令和4年度運営指導事例

令和4年度実施の運営指導における『指摘』『指導』の事例を下記にまとめています。

根拠法令は、今回、運営指導を実施した主な事業所についてあげています。全サービスに共通する内容等につきましては、各サービスで根拠法令は変わりますので各自ご確認ください。

R4 年度運営指導事例

【人員・設備及び運営基準等】

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
人員基準	・共通	<ul style="list-style-type: none"> ・併設住宅と兼務している従業者について、勤務形態一覧表を併設住宅の勤務時間を含めて作成していたため、人員基準を満たしていることを確認していなかった。 ・同一法人の事業所にも勤務している職員について、事業所ごとの出勤簿を作成していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとの勤務の実態が明確になるようにする必要があります。 兼務している従業者については、勤務時間を明確に分け、それぞれ出勤簿等を整備し、適切に記録を残し、当該事業所の人員基準を満たしていることを確認する必要があります。 	地域条例第 82 条、第 59 条の 3 他
	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の通いサービスの利用者数の平均値（利用者数）を把握しておらず、人員基準を満たしていることを確認していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「通いサービスの利用者数」は、当該月の利用者数ではなく、前年度の通いサービス利用者数の平均値です。 必ず、前年度の利用者数を確認して、人員基準を満たしていることを確認する必要があります。 	地域条例第 82 条第 1 項、第 2 項 他
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 ・通所介護 ・認知症対応通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された勤務形態一覧表では、生活相談員及び介護職員の配置が不足している日があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日々、人員基準を満たしていることを確認する必要があります。 従業者が兼務している場合は、勤務形態一覧表に明記する必要があります。 	地域条例第 59 条の 3 他

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
人員基準	・認知症対応型共同生活介護	・市に提出した勤務形態一覧表が勤務実態と一致していなかった。	・運営指導の際に市に提出する勤務形態一覧表は、実績での記載が可能な月については、実績で正確に記載してください。	地域条例第 110 条、第 123 条第 1 項、地域・予防基準解釈第 3 五 2(1)(2)、4(9)① 他
		・勤務形態一覧表を共同生活住居ごとに作成していなかった。	・共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にする必要があります。	
		・勤務体制一覧表を共同生活住居ごとに確認したところ、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯において、介護従業者の配置時間が不足している事例があった。 ・夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯の勤務時間を把握していなかった。	・利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、共同生活住居ごとに、従業者の勤務の体制を定め、それぞれ人員基準を満たすよう、適切に人員を配置する必要があります。また、人員基準を満たしていることを確認する必要があります。	

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
内容及び手続の説明及び同意(重要事項説明書)	・共通	・利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書を交付して説明を行っていない事例があった。	・事業者は、サービスの開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければなりません。適切に必要な説明を行い、同意を得たことが分かる記録を残す必要があります。	地域条例第9条第1項 他
		※重要事項説明書の記載内容で次のような誤りが多くあります。 ・介護予防サービスに関する記載漏れ ・運営規程の記載内容との相違 ・負担割合3割の場合についての記載漏れ ・事故発生時の対応の記載漏れ ・第三者評価の実施状況の記載漏れ(該当するサービスのみ)		
利用料等の受領	・小規模多機能型居宅介護	・宿泊サービス(長期)利用中の福祉用具貸与について、その費用の全額を利用者負担としている事例があった。	事業所において宿泊サービスを提供する際に通常必要となる福祉用具は、介護サービスの一環として介護報酬に含まれると考えられることから、その費用を利用者負担とせずに、事業所として通常準備したうえで提供する必要があります。	地域条例第90条 他

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
取扱方針(身体拘束等の適正化)	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護 ・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、記録がなく、当該委員会を開催したことが確認できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日時、参加者、議事内容等の委員会議事録として記録を残す必要があります。 	地域条例第 117 条第 7 項、 地域・予防基準解釈第 3 五 4(4)④⑤⑥ 他
		<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束等の適正化のための指針について、盛り込むこととする項目の漏れがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指針には、以下の内容が必要です。 (1) 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方 (2) 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 (3) 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 (4) 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 (5) 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 (6) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 (7) その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化のための研修を年 1 回しか実施していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修は定期的を実施することとなっており、定期的とは、年 2 回以上開催するとともに、新規採用時には、必ず実施することとなっています。全ての職員について、研修を行い、適切にその記録を残す必要があります。 	

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
居宅サービス 計画の作成	・小規模多機能型 居宅介護 ・看護小規模多機 能型居宅介護 ・居宅介護支援		※小規模多機能型居宅介護及び看護小規模 多機能型居宅介護における居宅サービス計 画の作成に当たっては、居宅支援条例第 15 条に規定する具体的取扱方針に沿って行う必 要があります。	地域条例第 93 条第 2 項 他
介護予防サー ビス計画の作 成	・介護予防支援	・福祉用具貸与を位置付けている利用者に係 る、認定更新時のサービス担当者会議に福祉 用具専門相談員の出席がなく、照会の記録も なかった。また、継続して福祉用具貸与を受 ける必要性についての検証が確認できない事 例があった。	・福祉用具貸与を位置付ける場合は、その利 用の妥当性を検討し、計画に福祉用具貸与 が必要な理由を記載する必要があります。適 切に福祉用具専門相談員の意見を求め、貸 与の必要性を検証し、記録してください。	居宅支援条例第 15 条第 9 号、第 25 号 他
		・福祉用具貸与を利用している軽度者であ って、認定調査票では利用可能であることが確 認できない利用者の認定更新の際に、承認申 請を行っていない事例があった。	・軽度者であって、認定調査票で利用可能で あることが確認できない場合は、承認申請を 行う必要があります。 利用者が要介護(要支援)の更新認定や変更 認定を受けた場合は、計画の変更の必要性 について検討すること及び継続して福祉用具 貸与を受ける必要性について検証することと なっていますので、要介護(要支援)度に変更 がなくとも、承認申請が必要です。	居宅・支援算定留意事項第 2の9(2)①ウ 他

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
居宅サービス 計画の作成 介護予防サ ービス計画の作 成	・小規模多機能型 居宅介護 ・看護小規模多機 能型居宅介護 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	・居宅サービス計画書について、利用者の同意が確認できない事例があった。	・居宅サービス計画について、同意が確認できるように、記入漏れがないようにしてください。	居宅支援条例第 15 条第 10 号 他
		・居宅サービス計画に位置付けた各サービス事業者等に対して、個別サービス計画を求めていなかった。	・個別サービス計画については、提出を求めする必要があります。提出されない場合は、提出を求め、求めたことを記録してください。 なお、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該計画を介護支援専門員に交付しなければなりません。	居宅支援条例第 15 条第 12 号 他 居宅条例第 245 条第 4 項 他
		・居宅サービス計画に医療系サービスを位置付ける際に求めた主治の医師等の意見について、記録していなかった。	・利用者が、医療系サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければなりませんので、求めた内容について記録を残す必要があります。	居宅支援条例第 15 条第 21 号 他
		・医療系サービスを位置付けた居宅サービス計画を主治の医師等に交付した記録がなかった。	・医療系サービスを位置付けた場合において、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければなりませんので、交付について記録を残す必要があります。	居宅支援条例第 15 条第 22 号 他

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
個別介護計画の作成	・共通	<ul style="list-style-type: none"> ・個別介護計画書を利用者又は家族に対して交付していなかった。 ・個別介護計画の同意にかかる記名欄、日付欄及び説明者欄に記載がなく、当該計画について同意を得たことが確認できない事例があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別介護計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、当該計画を交付する必要があります。 	地域条例第 118 条 他
		<ul style="list-style-type: none"> ・個別介護計画に係るサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況について、適切に記録する必要があります。 	地域条例第 59 条の 10 第 5 項 他
		<ul style="list-style-type: none"> ・個別介護計画の同意について、当該事業所の従業者が代筆により署名を行っている事例があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該署名は利用者と当該事業所との同意の証明となるものであることから、利用者の同意があったとしても、事業所の従業者が代筆することは適切ではありません。 利用者による署名等及び家族による代筆等もできない場合は、説明した日時、説明者、同意を得た旨、署名等が出来ない理由等を当該計画の余白等に記載するなど、経緯が分かるようにしてください。 	地域条例第 118 条第 4 項 他

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
個別介護計画の作成	・共通	・居宅サービス計画の変更や利用者の状態の変化により、サービス内容に変更があったものの、個別介護計画を見直していない事例があった。	・居宅サービス計画が変更された場合又は利用者の状態に変化が生じた場合は、再アセスメントを行い、サービス内容の変更が必要となる場合は、個別介護計画を見直し、変更する必要があります。	地域条例第 118 条第 6 項 他
	・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	・小規模多機能型居宅介護計画の内容が居宅サービス計画とほぼ同様である事例があった。 ・小規模多機能型居宅介護計画において、提供するサービスの種類及び頻度等の記載がない事例があった。	・小規模多機能型居宅介護計画には、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載する必要があります。 また、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれをどの程度提供するのかを具体的に計画に記載してください。	地域条例第 96 条第 3 項 他
運営規程	・共通	※運営規程の記載内容で次のような誤りが多くあります。 ・介護予防サービスに関する記載漏れ ・従業者の員数が現状と異なる ・負担割合 3 割の場合についての記載漏れ		地域条例第 31 条 他
勤務体制の確保	・共通	・従業者に対する研修を実施していなかった。	・従業者の資質の向上のために、適切に研修の機会を確保するとともに、研修日時、受講者、研修内容等を記録する必要があります。	地域条例第 59 条の 13 第 3 項 他

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
非常災害対策	・共通	・事業所の消防計画において、年 2 回避難訓練を行うこととなっていたが、実施していなかった。	・消防計画や運営規程において定めている避難訓練等については、確実に実施するようにしてください。	地域条例第 59 条の 15 他
秘密の保持等	・共通	・個人情報を用いる場合の同意を得ていない事例があった。	・サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく必要があります。	地域条例第 35 条第 3 項 他
事故発生時の対応	・共通	・利用者が病院を受診した事故について、市への報告がない事例があった。	・佐世保市では、次に掲げる事故については市に報告をするように定めています(市ホームページ参照)。 ①死亡に至った事故 ②医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故 ③感染症、食中毒及び結核 ④従業員の法令違反等、不祥事等(利用者の処遇に影響があるもの)、虐待、預り金の横領・紛失、書類紛失、送迎時の交通事故等 ⑤その他、報告が必要と認められるもの(利用者の行方不明、自然災害、火災、盗難等の発生により、利用者に影響のあるもの)	地域条例第 40 条第 1 項 他

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
領収書	・共通	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料の支払方法が振込払の利用者に対し、領収証を交付していなかった。 ・領収証の記載内容について、個別の費用ごとの区分を記載していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払方法に関わらず、領収証を利用者又はその家族に交付する必要があります。 また、領収証には、支払いを受けた費用の額のうち、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、食事の提供及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載する必要があります。 	法第 41 条第 8 項・施行規則第 65 条 他
変更の届出	・共通	<ul style="list-style-type: none"> ・届出を要する変更が生じていたが、変更届を提出していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出を要する変更が生じた場合には、変更後 10 日以内に変更届を提出する必要があります。 なお、事業所の所在地・平面図が変更となる場合は、事前に相談してください。 	法第 78 条の 5、施行規則第 131 条の 13 第 1 項第 6 号 他
体制の届出	・共通	<ul style="list-style-type: none"> ・算定要件を満たさなくなっていたが、体制届を提出していない事例があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の体制について、算定要件を満たさない状況が生じた場合は、速やかにその旨を届出る必要があります。 	地域・予防算定留意事項第 1 の 1(5) 他

【介護報酬】

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
医療連携体制加算	・認知症対応型共同生活介護	・看護師と 24 時間連絡できる体制を確保していることが確認できなかった。	<p>・当該加算は、日常的な健康管理を行っている看護師により、24 時間連絡できる体制を確保していることが算定要件となっているため、マニュアルや緊急連絡網整備する等、体制を明確にする必要があります。</p> <p>医療機関との連携による場合は、契約書又は覚書等により、24 時間連絡できる体制を確保していることが確認できるようにしてください。</p>	地域算定基準別表の 5 二・H27 厚労省告示 96 第 34 号、地域・予防算定留意事項第 2 の 6(9)
		・算定日が属する月の前 12 月間において、算定要件に該当する状態(喀痰吸引ほか)の利用者が 1 人以上いることを確認していなかった。	・加算(Ⅱ)または加算(Ⅲ)については、算定日が属する月の前12月間において、重度化要件に該当する状態の利用者が1人以上いることが算定要件となっていますので、算定の際には、その他の要件も含めて要件を満たしていることを確認する必要があります。	

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
医療連携体制加算	・認知症対応型共同生活介護	<p>・入居の際に、利用者又はその家族に対して、重度化した場合の対応に係る指針について説明し、同意を得ていることが確認できなかった。</p> <p>・重度化した場合の対応に係る指針において、盛り込むべき項目の漏れがあった。</p>	<p>・同意を得ていない場合は当該加算の算定要件を満たしません。同意を得ていることがわかるものを確実に保管してください。</p> <p>なお、重度化した場合の対応に係る指針については、以下の項目を盛り込む必要があります。</p> <p>(1) 急性期における医師や医療機関との連携体制</p> <p>(2) 入院期間中におけるグループホームの居住費や食費の取扱い</p> <p>(3) 看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針</p>	地域算定基準別表の 5 二・H27 厚労省告示 96 第 34 号、地域・予算算定留意事項第 2 の 6(9)

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
認知症加算	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の日常生活自立度について、直近の判定結果を確認していなかった。 ・認知症高齢者の日常生活自立度を居宅サービス計画又は個別介護計画に記載していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の日常生活自立度は直近の医師の判定結果又は主治医意見書を用いなければなりません。その判定結果は判定した医師名、判定日とともに居宅サービス計画又は個別介護計画に記載する必要があります。 	地域算定基別表の 4 二・利用者等告示第 38 号、地域・予防算定留意事項第 2 の 1(12) 他
認知症専門ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護 ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・特定施設入居者生活介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・介護福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症専門ケア加算(Ⅰ)について、事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは、行動を認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合について確認していなかった。また、算定対象ではない利用者についても算定をしていた。 ・従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行っていることについて確認ができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・『日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者』とは、認知症高齢者日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者であり、算定要件は、該当する利用者の割合が前 3 ヶ月平均で 1/2 以上であることとなっているため、そのことを確認した記録を残す必要があります。 ・加算の算定要件であることを踏まえ、実施日、内容、参加者などの記録を残す必要があります。 	地域算定基準別表の 5 へ・大臣基準告示第 3 号の 2・利用者等告示第 23 号の 2(第 41 号/90 号参照)、地域・予防算定留意事項第 2 の 6(11) 他

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
看取り介護 加算	・認知症対応型共同生活介護 ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・看取りに関する職員研修の実施が確認できなかった。	・当該研修は看取り介護加算の算定要件となっていますので、適切に実施し、研修の記録を残す必要があります。	地域算定基準別表の 5 注 8・施設基準告示第 33 号ハ
	・特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	・看取りに関する指針について、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、指針の内容を説明し、同意を得たことの確認ができなかった。	・説明し、同意を得ていない場合は、算定することができないため、同意を得たことの記録を確実に残す必要があります。	地域算定基準別表の 5 注 8・施設基準告示第 33 号イ
		・利用者が当該加算の算定要件に該当する者であるとの診断を医師から受けていたとのことであるが、その記録が確認できなかった。 ・算定要件である看取り介護に係る計画が確認できなかった。	・当該加算は、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者であって、多職種共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者について、算定できるものとなっています このため、医師の診断の記録及び看取り介護に係る計画の作成が必要となります。	地域算定基準別表の 5 注 8・利用者等告示第 40 号、地域・予防算定留意事項第 2 の 6(7)

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
入院時費用 外泊時費用	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<p>・一つの入院につき、利用者が入院した日が属する月に6日間算定し、算定日が連続しない状態で、その翌月にも算定していた。</p>	<p>・入院時費用は一つの入院において、入院日の翌日から起算して1月につき6日間を限度として算定でき、算定日に引き続き翌月まで連続して入院している場合は翌月初日から6日間を限度として算定できます。</p> <p>(例)入院期間:1月25日～3月8日 1月26日～1月31日…算定可 2月1日～2月6日…算定可 2月7日～3月7日…算定不可</p> <p>しかし、算定が連続していない場合は、入院が翌月に継続しても算定はできません。</p> <p>(例)入院期間:1月24日～3月8日 1月25日～1月30日…算定可 1月31日～3月7日…算定不可</p> <p>※認知症対応型共同生活介護以外のサービスについては、外泊時となりますが、考え方は同様です。</p>	<p>地域算定基準別表の5 注7・大臣基準告示第58号の5、地域・予防算定留意事項第2の6(6)、H30報酬改定Q&A問112 他</p>

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
個別機能訓練加算	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 ・通所介護 ・認知症対応型通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員が看護職員と兼務していたが、勤務形態一覧表において、それぞれの職種の勤務時間が明確になっていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別機能訓練加算を算定する場合は、専従の機能訓練指導員の配置が必要なため、勤務形態一覧表において、専従する時間を明確にする必要があります。 	地域条例第 59 条の 13 第 1 項、地域算定基準別表の 2 の 2 注 13・大臣基準告示第 51 号の 5 イ(1)、(2) 他
栄養管理体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・各利用者に対する栄養ケアに係る計画が作成されていたが、事業所における「栄養ケアに係る技術的助言及び指導」の記録が確認できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該加算の算定要件である「栄養ケアに係る技術的助言及び指導」とは、利用者ごとの栄養ケア・マネジメントではなく、日常的な栄養ケアの実施にあたり必要と思われる事項に係る技術的助言及び指導のことをいうものとなっており、以下の事項を記録する必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該事業所において利用者の栄養ケアを推進するための課題 ロ 当該事業所における目標 ハ 具体的方策 ニ 留意事項 ホ その他必要と思われる事項 	地域算定基準別表の 5 千、地域・予防算定留意事項第 2 の 6(13)②、③

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
口腔衛生管理体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護 ・特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」を長期間、見直していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該計画については、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき作成すべきであるため、毎月行っている指導、助言に基づき、適切に計画を作成する必要があります。 	地域算定基準別表の 5 リ、大臣基準告示 68 イ、地域・予防算定留意事項第 2 の 6(14) ①②
入浴介助加算・送迎減算	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・通所介護 ・通所リハビリテーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴介助を実施していない日について、入浴介助加算を請求している事例があった。 ・入浴介助加算及び送迎減算について、サービス提供記録における実施回数と算定回数不一致事例があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴介助や送迎の実施の有無の記録は、当該加算等の根拠となることから、正確に記録する必要があります。 また、集計の際には、必ず確認するようにしてください。 	地域算定基準別表の 2 の 2 注 10、大臣基準告示第 14 号の 3 イ、地域・予防留意事項第 3 の 2(8)①② 地域算定基準別表の 2 の 2 注 25、地域算定留意事項第 2 の 3 の 2(21) 他
総合マネジメント体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のサービス利用の変更があったが、個別介護計画の見直しをしていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該加算は、多職種共同により、個別介護計画書を、随時、適切に見直しを行っていることが算定要件の一つとなっています。 	地域条例第 96 条第 3 項、第 6 項、地域算定基準別表の 4 又・大臣基準告示第 56 号 他

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
生活機能向上連携加算	・該当するサービス共通	・生活機能向上連携加算について、個別介護計画には、理学療法士等の助言による具体的な介護の目標や内容の記載がなかった。	・当該加算は、利用者の有する能力及び改善可能性に応じた具体的な目標を定めた上で、介護従業者が提供する介護の内容を定めた「生活機能の向上を目的とした計画」を作成する必要があります。	地域算定基準別表の 5 ト、地域・予防算定留意事項第 2 の 6(12) 他
		・利用者の入居の開始月に生活機能向上連携加算を算定していたが、当該加算に係る計画を作成したのが、その翌月である事例があった。	・当該加算は、生活機能の向上を目的とした計画を作成し、当該計画に基づく介護を行ったときに算定されるものです。 このため、生活機能の向上を目的とした計画を作成していない場合は加算の算定はできません。	地域算定基準別表の 5 ト、地域・予防算定留意事項第 2 の 6(12) 他
		・加算(Ⅰ)に関して、当該計画に基づくサービス実施から3か月後の見直しを確認できなかった。	・加算(Ⅰ)は、原則として当該サービスを提供した初回の月に限る算定ですが、3月経過後または利用者の急性増悪等により再度理学療法士等の助言に基づき当該計画を見直した場合に、本加算の算定が可能となるので、再度算定する場合は、見直したことが分かるようにする必要があります。	地域算定基準別表の 5 ト注 1、地域・予防算定留意事項第 2 の 6(12) ② 他

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
生活機能向上連携加算	・該当するサービス共通	<ul style="list-style-type: none"> 生活機能向上連携加算Ⅱを3か月を超えて算定していたが、当該計画の3か月ごとの見直しが確認できなかった。 認知症対応型共同生活介護計画に、経過的に達成すべき各月の目標及び目標達成のために介護従業者が行う介助の内容の記載が無い事例があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 加算(Ⅱ)について、3か月を超えて算定する場合は、計画の見直しが必要です。 また、計画には、3か月を目途とする達成目標及び経過的に達成すべき各月の目標並びに目標達成のための介護従業者が行う介助等の内容の記載が必要です。 	地域算定基準別表の5 ト注2、地域・予防算定留意事項第2の6(12) ① 他
		<ul style="list-style-type: none"> 生活機能向上連携加算(Ⅱ)について、法人内の指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士が事業所を訪問して当該加算に係る業務を行っているとのことであったが、その業務に関する協定書等が確認できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 助言等を行う理学療法士等が同一法人の事業所の従業者の場合であっても、業務内容及び費用等に関して明確にするため、契約書・協定書・覚書等を取り交わしておく必要があります。 	地域算定基準別表の2 の2注12・大臣基準告示第15号の2ロ、 地域・予防算定留意事項第2の3の2(10)②、 H30報酬改定Q&A1 問35,36 他
		<ul style="list-style-type: none"> 理学療法士及び介護支援専門員が利用者の居宅を訪問したことが確認できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 算定要件では、理学療法士等が利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する又は理学療法士等及び介護支援専門員が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、共同して生活機能アセスメントを行うこととなっていますので、利用者の居宅を訪問したことについて記録を残す必要があります。 	地域算定基準別表の4 ル(2)、地域・予防算定留意事項第2の2(14)①(第2の5(14)準用) 他

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件	根拠
サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての従業者ごとに策定が必要な個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画が確認出来なかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加算の算定要件の一つとして、全ての小規模多機能型居宅介護従業者に対し従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していることとなっています。 このため、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定している必要があります。 また、全ての従業者ごとの研修を実施したことの記録を残す必要があります。 	地域算定基準別表の 4 力、大臣基準告示第 57 イ(1) 他
	<ul style="list-style-type: none"> ・該当するサービス共通 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の割合について、基準を満たしていることを確認していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、従業者の割合について確認を行い、記録を残す必要があります。 	地域算定基準別表の 5 ヲ・大臣基準告示第 59 号 他

◎ 根拠条項を示している部分で使用している略称は次のとおりです。

略称	名称
法	介護保険法
施行規則	介護保険法施行規則
地域条例	佐世保市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
居宅条例	佐世保市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
居宅支援条例	佐世保市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
地域算定基準	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
地域・予防基準解釈	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
大臣基準告示	厚生労働大臣が定める基準
利用者等告示	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等
地域・予防算定留意事項	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
居宅・支援算定留意事項	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
施設基準告示 H27 厚労省告示 96	厚生労働大臣が定める施設基準
H30 報酬改定 Q&A	平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.1)